

## 9 交付金事務手続きの流れ <交付申請>

### ①交付可能額の通知

#### 【市】交付可能額通知書の送付

2月1日を基準日として翌年度の交付可能額を算定し、3月末日までに各まちづくり団体へ通知（郵送）します。

### ②交付申請

#### 【まちづくり委員会】事業計画書及び収支予算書等の提出

事業計画や予算の配分は、それぞれの地域の実情に応じ、十分な協議を経て、合意の下で決定してください。

総会等で話し合われた事業計画をもとに、以下の書類をまちづくり社会教育課または各支所防災自治課へ提出してください。

#### <提出書類>

1	まちづくり総合交付金交付申請書兼請求書（様式第2号）	22ページ
2	事業計画書（任意様式）	23ページ
3	収支予算書（任意様式）	24ページ
4	総会資料	1部
5	振込先の口座情報がわかる資料（通帳の写し）	1部

◇ 収支予算（交付金の額）に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨ててください。

◇ 交付申請額は、交付可能額通知書に示された金額の範囲内です。

提出期限：**6月末まで**

※期限内に申請することができない場合は、提出期限までに市へ相談してください。

### ③交付決定額の通知

#### 【市】交付決定通知書の送付

市は、提出された申請書の内容を審査し、交付決定通知書により通知します。

### ④交付金の交付

#### 【市】交付金の支払（振り込み）

申請書受理後、おおむね3週間程度で、ご指定の口座に交付金を支払います。